

「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」の改正について

1 改正理由

県は、産業廃棄物の処理施設を市街化調整区域に設置する場合等の取扱について「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」（以下「指針」という。）を定めている。

指針第5「場所の選定」に規定し適合を求めている「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下「指導基準」という。）が、平成21年3月末日をもって廃止されたため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

第5「場所の選定」の3「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」を削除する。